

交渉速報(要旨) 申7号「2025年3月ダイヤ改正における乗務行路等に関する申し入れ」①

新潟地本は、2025年3月15日のダイヤ改正における「運転士・車掌運用行路表(案)」について、安全や働きがい、新規養成や転入者教育の観点から申7号で36項目について申し入れています。1月31日に新潟支社と団体交渉を行いましたので、主な交渉内容についてお伝えします。

【乗務行路等の検討について】(第1項)

- 組合→今回、2025年3月改正の素案を一般社員が見ることはできたのか？
会社→できない。
- 組合→素案を見るができなかったのは何故か？
会社→会社としての判断である。「しらゆき」号の時刻変更やワンマン列車の拡大があり、プレス前だからである。セミナー受講社員に限定して非公開とした。世の中の状況を見てとなった。
- 組合→以前のダイヤ改正PTで情報が漏れたのか？
会社→発信はなかった。運賃改定についてはプレス前に情報が漏れてしまった。
- 組合→素案を見る機会がない。意見を言う場もないと認識している。課題であると考えている。
会社→会社としては前広に社員の声を聞く体制はできていると認識している。

【各箇所の乗務行路について】(第2項～第14項)

- 会社回答：乗務行路については、乗務割交番作成規程に基づき、総合的に勘案し作成している。当該行路及び(当該)行路順序については、運転士(車掌)運用行路表(案)どおりとする。(各項目個別に回答)
- 組合→組合案は行路として成立しているか？行路変更できない理由は何か？
会社→会社・組合案の両方とも成立している。行路の「良い」「悪い」の判断は難しい。会社として規程に基づいて作成しているため、変更する理由もない。

(新潟統括センター 新潟乗務室)

- 組合→拘束時間が24時間を超える行路があるか？
会社→6行路ある。規程にあくまでも基づいている。24時間超えてはならないとの記載がない。
- 組合→規程に定められていないのは承知しているが、この間は超えないように作成してきている。
会社→なぜ、超えないようにしているか理由が解らない。あくまでも目安である。配慮ができない時期となっている。規程どおりの行路となっている。
- 組合→組合案は24時間越え行路はゼロである。
会社→時間を掛ければ行路を直すことはできる。食事時間を取れるように考慮し、日勤行路を早く退勤できるようにした。乗継指定をしないように注意して今回は作成した結果である。
- 組合→「EC・DC組」は長岡に乗務しないのか？
会社→作成の結果である。理由はない。
- 組合→車掌の会津若松行路の便乗列車はなぜこれなのか？理由はあるのか？
会社→個々の趣向となる。新潟でノーペイ時間を多く取りたいという考えからである。
- 組合→駅業務から車掌乗務までの時間がタイトである。駅業務の時間や車掌業務までの合間時間を変えられないか？
会社→駅業務から乗務までの時間の制約はない。今回は駅業務の時間を短くした。